

## 修学支援制度申請状況確認票

(2024年度後期授業料免除申請用)

高等教育の修学支援制度の申請状況について、該当箇所①～③のいずれかに☑をして下さい

①  日本学生支援機構の給付奨学生として採用されている(現在給付が休・停止中の方も含む)

② 以下の申請要件を満たしておらず、修学支援制度の対象外となる

収入基準を満たしていない

(申請者と生計維持者の2024年度の市町村民税所得割額の合計額が51,300円以上【政令指定都市は85,500円以上】)

※提出される2024年度(2023年分)所得・課税証明書より確認することができます。

資産基準を満たしていない

(申請者と生計維持者の資産額の合計額が2,000万円以上【生計維持者が1人の場合は1,250万円以上】)

本学への入学時期等に関する要件を満たしていない

(国内の高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学した日までの期間が2年を超えている)

本学入学年月(      年      月)      高校卒業年月(      年      月)

過去に留年したことがある

国籍・在留資格に関する要件を満たしていない

③  ①,②に該当しないため、2024年10月からの給付奨学金へ申請を行う

※②の要件を満たしていても、学業成績等に係る基準等のその他の要件もあり、支援対象とならない場合があります。その他の要件等は窓口まで資料を取りにお越しいただき、ご確認下さい。

上記のとおり、申告します。

上記記載に虚偽があった場合は、本制度の免除許可を取り消す場合があります。

入学年月日：      年      月

記入日： 令和      年      月      日

学籍番号：      \_\_\_\_\_

氏名：      \_\_\_\_\_

## 本確認票の概要

調査対象者      : 2019年以前に入学した学部学生

本制度について: 本制度は修学支援制度の支援要件を満たさない方、もしくは修学支援制度の授業料減免額が本制度の授業料免除額と比較した場合に減額となる方のための経過措置として実施するものです。そのため、修学支援制度の申請要件を満たしている方のうち、本制度のみの免除申請を行う方は免除の対象としません。